

インターネットドメイン名を巡る法律問題

情報・システム研究機構統計数理研究所⁽¹⁾

丸山 直昌

要 約

本稿は 2012 年 7 月 10 日、東京弁護士会知的財産権法部主催の講演会における講演の内容をまとめたものである。インターネットドメイン名登録の仕組みにおいて、商標権者の主張がどのように扱われているかを解説し、そのような仕組みができた歴史的経緯を振り返る。

目次

- 1 序
- 2 ドメイン名登録の仕組み
- 3 ドメイン名紛争処理の仕組み (UDRP, JP-DRP)
- 4 どのような歴史を経てドメイン名 DRP は作られたか
- 5 現状の UDRP を巡るいくつかの話題
- 6 新 gTLD を巡るいくつかの話題
- 7 結び

1 序

インターネットは元々米国で国の研究助成を受けて研究用ネットワークとして始まったが、1990 年代に入り急速に商用利用が進んだ。それは社会に大きな利益をもたらしたが、いくつかの問題も生じた。その一つが、インターネットドメイン名における「不当居座り (サイバースクワッティング) 問題」、すなわち、有名企業名などの文字列が当該文字列の商標権を主張する者とは無関係の者によってドメイン名に使用される問題である。筆者は 1991 年 12 月の日本ネットワーク情報センター (JNIC) 設立時に始まり、JNIC の後身である日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC)⁽²⁾ の理事任期を 2012 年 6 月 15 日に終了するまでインターネットドメイン名を巡る諸問題に関わった。時期的に考えるとこれは「インターネットドメイン名不当居座り問題」に関する動きが最も盛んだった「激動期」を含み、関連する多くの事案・事件に立ち会い、目撃証人となることができたと言える。

インターネットドメイン名を巡る法的な枠組は、米国においては ICANN (Internet Cooperation for Assigned Names and Numbers) における Uniform Dispute Resolution Policy (UDRP, [17], [18]) の採択

(1999 年) と反サイバースクワッティング消費者保護法 (Anticybersquatting consumer protection act, ACPA) の制定 (1999 年)、日本においては JPNIC の JP ドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP, [13], [14]) の制定 (2000 年) と不正競争防止法改正 (2001 年) によって現在の形となり、以後は、判例・裁定例の積み重ねがあったとは言え、ここ 10 年ほどは安定していると言えるだろう。米国、日本以外の国においても、それほど遅れはなく現在の形となっている。

本稿ではまず現在の枠組を説明し、つづいて歴史的な経緯を説明して、最後に今後に残された問題点を述べる。

2 ドメイン名登録の仕組み

予備知識として、最初にインターネットドメイン名 (以下「ドメイン名」と略す) 登録の仕組みを説明したい。

2. 1 階層構造 — “.” で区切られたレベル毎の管理

ドメイン名は技術的には階層的な分散管理の仕組みを持っている。すなわちルートサーバー (あるいは「ルート DNS サーバー」と呼ばれる論理的には一つの登録機構があり、そこに .jp .de .fr .com .biz .info などのトップレベル (第一レベル) ドメイン名 (TLD) が登録されており、それぞれの TLD の登録機構への参照先が記録されている。このような登録機構は DNS (Domain Name System) のサーバーと呼ばれる。すなわちルート DNS サーバーが JP トップレベル DNS サーバー、DE トップレベル DNS サーバー、COM トップレベル DNS サーバー等への参照情報を

保持しているという形である。 .jp(日本), .de(ドイツ), .fr(フランス)などは「国別トップレベルドメイン名(Country Code Top Level Domain, ccTLD)」と呼ばれるのに対して, .com .biz .info などは「gTLD(Generic Top Level Domain⁽³⁾)」と呼ばれる。なお, ドメイン名においては英文字の大文字, 小文字は区別はしない。

2. 2 JP ドメイン名の登録の仕組み

この仕組みの下で, JP トップレベル DNS サーバーの管理・運営は現在日本レジストリサービス(JPRS)⁽⁴⁾が担っている。JPRS のように TLD の管理運営を任された組織をその TLD のレジストリと呼ぶ。JPRS が管理する JP ドメイン名の体系は, example.jp のように .jp の直下に文字列を登録する「汎用 JP ドメイン名」と, example.co.jp のように第二レベルに「属性」を示す 2 文字を入れて第三レベルに登録者が希望する文字列を入れる「属性型 JP ドメイン名」がある。いずれの場合も, 登録を希望する者は JPRS に直接, あるいは「指定事業者」と呼ばれる仲介業者を経由して申込む。申込が所定の条件を満たせば登録となるが, この時登録者が服すべきドメイン名登録契約は登録者とレジストリである JPRS の間の二者間契約となる。

2. 3 gTLD ドメインの登録の仕組み

gTLD の場合はレジストラという, JP ドメイン名の場合の指定事業者に類似の取次業者が, 登録者とレジストリの間に介在する。JP の場合と異なり, 登録者からレジストリへの直接の申込はできない。また, 登録契約は登録者とレジストラの間の契約となる。レジストラによっては, 配下にリセラと呼ばれる業者を使って登録者からの申込を受けている場合があるが, その場合でも登録契約の当事者はレジストラと登録者となる。

2. 4 ICANN の権限

gTLD に関するこのような仕組みは ICANN (Internet Cooperation for Assigned Names and Numbers)⁽⁵⁾によって決められたものである。ICANN は 1998 年 10 月に設立された米国カリフォルニア州の民間非営利組織である。インターネットの管理・運営方法に関する多くの議論の末に誕生し, 1998 年 11 月

以来, 米国政府との契約によりインターネットの管理権限を任された形となっている⁽⁶⁾。特に gTLD に関する政策決定は ICANN の下で行われている。ccTLD に関しても ICANN の傘下で運営されるべきであるというのが米国政府の立場である。ただし, 歴史的経緯により各 ccTLD の運営はそれぞれの国の自主性に任されており, ICANN が権限を行使しているのは ccTLD レジストリの任命だけである。

3 ドメイン名紛争処理の仕組み (UDRP, JP-DRP)

3. 1 Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP)

UDRP は登録者と商標権等の権利者との間の紛争を処理するための規約として ICANN により 1999 年 11 月に採択され, gTLD のドメイン名登録に対して適用されている([17], [18])。サイバースクワッター(後述)を排除することに主眼に置いており, 先願主義を基本とするドメイン名登録の仕組みを補完してドメイン名の帰属を決めることを目的とする, 一種の裁判外紛争解決手続(ADR)である。当事者から紛争処理機関に出された申立に基づいてドメイン名の取消または申立人への移転を可能とするものであり, 商標権侵害の有無を判定することを目的としているわけではない。また両当事者がともに商標権を持っている場合においては, それらの「強さ」の比較判定をするものでもない。

3. 2 JP ドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP)

JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)は, UDRP を参考にしながら日本における事情を加味して 2000 年に JPNIC により制定され, JP ドメイン名に適用される([13], [14])。

3. 3 ドメイン名紛争と解決手段⁽⁷⁾

UDRP や JP-DRP は, ドメイン名登録に不服を持つ第三者と登録者の間に起こる紛争のうちの特定のパターンのあるものを限定的に扱うもので, これによって解決し得ない紛争はあり得る。また, UDRP, JP-DRP の視野の範囲内の紛争であっても, 不服を持つ第三者の側からは, 当事者同士の話し合い, あるいは裁判も選択肢としてある。第三者が UDRP (gTLD の場合)あるいは JP-DRP (JP ドメイン名の場合)を選択した

場合には、ドメイン名登録者の側は、申立を受ける義務がある。

日本においてドメイン名の問題を裁判で争う場合、関係する法令は、主に不正競争防止法、特に2001年6月29日の改正で追加された第2条1項12号であろう(本稿4.12節参照)。UDRPやJP-DRPは登録者とドメイン名登録機関の間の契約に過ぎないので、第三者とドメイン名登録者が法廷で争う場合には、法律論争の根拠にはなり難い([2]第5章II)。米国においてドメイン名を巡って裁判を戦う場合には、関係する法令は反サイバースクワッティング消費者保護法([29])によって改正された米国商標法であろう(本稿4.10節)。UDRPはやはり法廷論争の根拠とはなり難い。

3. 4 ドメイン名 DRP の構造

UDRPとJP-DRPはいずれもドメイン名登録者と商標権者などの第三者との間のドメイン名紛争処理に関する規約であり、ドメイン名登録をした登録者が従う登録規則に含まれ(引用され)ている。登録ドメイン名に不服を持つ第三者は、指定された紛争処理機関に申立を行う。登録者は、申立があった場合には紛争処理機関の行う紛争処理手続きに参加し、裁定結果に従う義務があることがUDRP、JP-DRPで定められている。すなわち登録者はドメイン名登録時に紛争処理手続きに片面的に合意していることになる。紛争処理機関では申立毎に任命したパネルが双方の主張を紛争処理方針に照らして判断し、結果をgTLDのレジストラ、あるいはJPのレジストリであるJPRSへ通知し、移転、あるいは取消の裁定である場合には裁定結果をレジストラあるいはレジストリが実施する。ただし裁定結果に不服がある場合には裁判に訴えても良いとしている。その意味で非拘束であると言える。

UDRPやJP-DRPの紛争処理機関は司法機関ではないので、これはいわゆる裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution)の一種である。UDRP、JP-DRPでは、更に紛争処理機関をドメイン名登録機関から独立な組織としている⁽⁸⁾。

3. 5 「サイバースクワッティング」⁽⁹⁾という言葉

サイバースペース(インターネット)への不当な「居座り」との意味をこめて「サイバースクワッティング」という言葉が使われる。それを行う人は「サイバース

クワッター」である。典型的には、有名企業の名前を冠したドメイン名をまったく無関係な人が取得して、高額の金銭を要求する行為を指す。

3. 6 JP-DRP の判断基準⁽¹⁰⁾

次に、申立側と登録者側の主張が紛争処理機関によってどのように判断されるか、JP-DRPの場合について見てみよう。

JP-DRPは悪質性が明らかなサイバースクワッターを排除することを目的としており、紛争処理方針([13])第4条aの

- i. 当該ドメイン名が申立人が持つ商標その他の表示と同一または類似していること
- ii. 登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと
- iii. 当該ドメイン名が「不正の目的」で登録または使用されていること

の3条件すべてを申立人が立証したときに請求が認められる。ここで注意すべきは、3番目の「不正の目的」が認定されても「権利または正当な利益」(「正当事由」)が認定されて2番目の条件が否定される場合があり得ることである([2]第3章)。

3. 7 「不正の目的(bad faith)」の例

紛争処理方針([13])第4条bでは「不正の目的」が例示されている。それは概ね次のようなものである。

- i. 当該ドメイン名を不当な価格で販売、貸与または移転することを主たる目的としている
- ii. 申立人の商標をドメイン名として使用できないように妨害することを目的としている
- iii. 競業者の事業を混乱させることを主たる目的としている
- iv. 商業上の利得を得る目的で、商品やサービスの出所について誤認混同を生ぜしめることを意図しているただしこれは限定列举ではないとされている⁽¹¹⁾。すなわち、これ以外にも紛争処理機関(のパネリスト)によって「不正の目的」と判断する場合があつて良いということになる。

3. 8 登録者の「正当事由」の例

紛争処理方針([13])第4条cでは「正当事由」が例示されている。それは概ね次のようなものである。

- i. 商品またはサービスの提供を正当な目的をもって

行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき(これは扱っている商品やサービスを表す一般名詞をドメイン名を利用しているような場合を含む)

- ii. 個人の名前・通称をドメイン名に使っている
 - iii. 非商業的な利用で、他人の商標権などの価値を毀損する意図なく使っている
- ここでもこの例示は限定列举ではないとされている。

3. 9 UDRP

UDRP は ICANN が gTLD に適用するために 1999 年 11 月に制定したもので、その gTLD とは、現時点で次の 17 個である。

.aero .asia .biz .cat .com .coop
.info .jobs .mobi .museum .name .net
.org .pro .tel .travel .xxx

UDRP は「統一ドメイン名紛争処理方針」([17])と「統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」([18])の 2 文書からなっている。JP-DRP を制定するに際しては UDRP を参考とした。

3. 10 UDRP と JP-DRP の違い

JP-DRP は UDRP を参考に起草したので、基本的構造は同じであるが、次の 3 点は注意すべき違いである。

1. UDRP 第 4 節 a(i) での “trademark or service mark” が JP-DRP では「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」となっていること。
2. UDRP 第 4 節 a(iii) で “has been registered and is being used in bad faith” (不正の目的で登録かつ使用)となっているのに対して JP-DRP での対応部分は「不正の目的で登録または使用」となっていること。
3. 申立書の送付が UDRP では紛争処理機関と登録者の両方に行うのに対して、JP-DRP では紛争処理機関のみで良いこと。

このうち 1 については、日本と米国の商標法上での「商標(trademark)」の定義の違いまで勘案すれば、実質はそれほど大きな違いではないとも考えられる。ここではこの 3 点を指摘しておくだけで、これ以上の議論は JP-DRP 裁定例検討最終報告書([2])第 2 章「UDRP と JP-DRP の起草過程」及びドメインネーム

紛争([5])第 2 章第 2 節を参照されたい。

3. 11 UDRP の手続言語

gTLD の登録者は世界各国に広がっており、また申立人の国籍も様々なケースが考えられるので、UDRP の手続を進める際に使用する言語についての定めが必要である。それは統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則([18])の第 11 条に書かれている。原則として登録者がレジストラと交わしている登録契約を記述している言語を使う。

なお、JP の登録者は日本居住者に限定されているため、申立人が外国人／外国法人である場合でも、JP-DRP の手続は日本語で行う。

3. 12 UDRP の紛争処理機関

ICANN は UDRP の申立を処理する紛争処理機関として現在以下の 4 つの組織を認定している([19])。

1. WIPO (World Intellectual Property Organization, 世界知的所有権機関)
<http://arbiter.wipo.int/domains/>
2. NAF(The National Arbitration Forum)
<http://domains.adrforum.com/>
3. ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre)事務所所在地：北京、香港、ソウル、クアラルンプール
<http://www.adndrc.org/index.html>
4. CAC(Czech Arbitration Court)
<http://www.adr.eu>

3. 13 JP-DRP の契約法的位置付け

JPNIC が制定した JP-DRP が、JPRS がレジストリとなっている JP ドメイン名に適用されることを少し不思議に感じるかも知れない。その点も含めて、JP-DRP が JP ドメイン名の登録者に対して義務化される仕組みを、契約法的な観点から整理すると以下のようになる。

1. .JP の管理・運営は歴史的に JPNIC が行なっていたが、JPNIC から JPRS への移管契約(2002 年 1 月 31 日、[24])により移管され、JPRS は ICANN と .JP に関する契約[25]を締結し、これにより JPRS による .JP の管理・運営権限が国際的にも認められている。
2. JPNIC から JPRS への .JP の移管契約([24])に

より、JPRS は JPNIC が制定する JP-DRP を採用することが義務付けられている。

3. JP ドメインの登録者が従う登録契約は、JPRS と登録者の間の直接契約（登録に際してどの指定事業者を使った場合でも）であり、JPRS が定める登録規則では、登録者は JP-DRP に服することが義務となっている（片面的合意）。例えば「汎用 JP ドメイン名」の場合は、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」（[16]）の第 25 条の 2「紛争処理方針の裁定等による汎用 JP ドメイン名の移転登録」。それ以外の場合は[15]を手掛かりに探せる。
4. JPNIC と工業所有権仲裁センター（当時）⁽¹²⁾の間では、JP-DRP の紛争処理について協定（[26]，2000 年 8 月）が存在する。これは .JP の JPRS への移管後もそのまま継続された。

3. 14 UDRP の契約法的位置付け

UDRP についても同様の整理をしてみよう。

1. 米国政府は gTLD に関する政策決定を ICANN が行うことを認めている（[27]）。
2. gTLD のレジストリは、ICANN 認定レジストラを経由して末端利用者からのドメイン名登録申請を受けることが義務付けられている（[20]）。
3. gTLD の登録者は ICANN 認定レジストラと登録契約を結ぶ。
4. ICANN がレジストラと締結するレジストラ認定契約では、各レジストラが定める登録契約に ICANN が定める UDRP を含めることが義務付けられている（[21] 3.8 節 Domain-Name Dispute Resolution）。なお、統一ドメイン名紛争処理方針 [17]の第 1 節（目的）はこのことを表現している。
5. 結果として gTLD 登録者には UDRP が義務付けられる（片面的合意）。
6. ICANN は UDRP 紛争処理機関として 4 組織を認定している（本稿 3.12 節）。

3. 15 ccTLD に適用される DRP

ICANN は各 ccTLD の政策決定の自主性を認めているので、各国 ccTLD が採用している紛争処理方針はそれぞれ違っているが、大きく 3 種に分けることができる。

1. UDRP をそのまま用いる。
2. UDRP を参考にして策定している。

3. UDRP とは大きく異なる独自の DRP を策定している。

第一のタイプは結構多い。この場合には独自の DRP を定める手間を省くことができる利点がある。更に紛争処理機関も UDRP と同じにすると一層手間を省けるが、その場合自国外に所在する紛争処理機関に申立を行う必要が生じることが多く、自国内の商標権者には不便である。このタイプのうちで、WIPO が紛争処理機関となっている ccTLD には以下のものがあるようである。

.AS .BM .BS .BZ .CC .CD .CO .CY .DJ
.EC .FJ .GT .KI .KY .LA .LC .MD .ME
.MP .MW .NR .NU .PA .PK .PN .PR .RO
.SC .SL .SO .TJ .TK .TM .TT .TV .UG
.VE .WS

第二のタイプもかなりの数あるようで、.JP も含まれる。そのうちいくつかは WIPO を紛争処理機関として使っている。

第一、第二のタイプで WIPO を紛争処理機関として使っている ccTLD の一覧は[35]にある。

4 どのような歴史を経てドメイン名 DRP は作られたか

4. 1 UDRP と JP-DRP 制定の経緯

1993 年から 1996 年頃にかけてサイバースクワッティング事件が多発し、米国では裁判も多発した。日本でも、裁判例はなかったものの、サイバースクワッティング事件は多発していたと思われた。また JP ドメイン名については「一組織一ドメイン名」、「ドメイン名の移転禁止」という比較的抑制的なルールでドメイン名登録を行っていたが、このルールの緩和・撤廃に対する要望は強く、その実現に向けて、効果的な紛争解決手段が求められていた。このサイバースクワッティング問題を含め、インターネットの運営にかかわる諸問題を巡って 1996 年から 1998 年ににかけて、IAHC（国際特別委員会，International AdHoc Committee）の結成，gTLD-MoU の署名，米国政府の政策文書（いわゆる“White Paper” [9]）発表，ICANN 設立（1998 年 10 月）といった動きがあり，1999 年 10 月に ICANN で統一ドメイン名紛争処理方針（[17]）が制定されるという経過をたどった。この歴史を詳しく述べると長くなり過ぎるので，これ以上は[2]第 2 章「UDRP と JP-DRP の起草過程」を参照されたい。

日本においては1999年12月に、UDRPを参考にしてJP-DRPを作成することを目指して「ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース(DRP-TF)」をJPNICが作り、検討を重ねて2000年7月に最終案を公開し、2000年10月より施行した⁽¹³⁾。UDRPに日本の状況を考慮した変更を加え、手続言語を日本語とした。

4. 2 初期のドメイン名紛争

「不正の目的」、「登録者の正当事由」などの考え方がUDRP制定に至る歴史的な経緯の中でどのようにして確立されたかを見るために、初期のドメイン名紛争の実例から思い起こして見よう。

- mcdanolds.com 訴訟(1993年、1994年頃)雑誌Wiredの編集者が、将来サーバスクワッティング事件が多発することを警告する意図で起こした「事件」。
- kaplan.com ライバル会社のドメインを取って嫌がらせをした事件。
- mtv.com 会社公認のもとで従業員がドメイン名を取得し、Webを充実させたが、退職時にもめた事例。
- nissan.com Nissanという姓の人が取得。
- jal.com 姓名のイニシャルがJ.A.Lという人が取得。

日本における事例としては次の二つをここでは挙げておく。

- matsuzakaya.co.jp 「デパートの松坂屋」は金銭を払ったと言われている([30])。
- jaccs.co.jp 2000年12月6日富山地裁判決で不正競争防止法違反を認定

その他世間に知られずに処理された事案は多数あったと思われる。JPNIC事務局長であった筆者は多くの事案に接したが、その殆どは守秘義務上語ることができない。良心に反しない範囲で語ることができる事例をここに一つだけ記しておく⁽¹⁴⁾。

1996年8月のある日、米国の有名某娯楽企業の日本における代理人と称するアメリカ人が美人通訳を伴ってやってきた。その企業の社名(ここでは仮にxxxxxxとしておく)を冠したxxxxxx.co.jpを取りたいが可能かと聞かれた。筆者は登録済ドメイン名リスト(当時は公開されていた)を見て無いことを確認した。さらに、これは本来守秘すべき事柄であったが、審査待ちの申請一覧を見て、そこにも無いことを確認

し、「取れる」と答えた。アメリカ人は安心し、少し手続上の質問をして帰った。

数日後、彼から電話がかかって来て「申請したが、取れないじゃないか!わが社は世界中で商標権を持っている云々...」とかなりの剣幕であった。筆者はすぐに審査待ちのドメイン名一覧を見て背筋が寒くなった。全くの第三者が彼に先んじてxxxxxx.co.jpの申請を入れていたのである。その某娯楽企業は知的財産権主張に関しては極めて執着が強いことで知られる会社であった。しかし第三者が出した書類を見ると明らかな書類不備があり、筆者は第三者の申請が却下になると確信できた。そこで電話をかけてきたアメリカ人代理人に「何も聞かずに10日間待って欲しい⁽¹⁵⁾」と言って、その電話を終った。筆者はその後この件について何もしなかったが、予想通り先の申請は却下となり、2番目にあった某娯楽企業の申請の方が登録となった。

4. 3 当事者達の主張

ドメイン名紛争にあたって、商標権を持つ企業は通常「そのドメイン名はわが社が持つ商標権を侵害しているので、即刻無償譲渡せよ/削除せよ」と主張する。これに対してドメイン名登録者の言い分は色々あり、

- わが社も商標権は持っている
- それはわが社の社名である
- 私(私の子供)の氏名(通称/あだ名)である
- これは「...」についての自由な言論のためのドメイン名である

というくらいはまともな主張と言えるだろうが、「金を払ってくれば譲渡する」とか、その他コジツケとしか思えない愚にもつかない言い訳をする登録者もあり、本心は何なのか想像すると嫌悪感を禁じ得ない例は山ほどある。

このような状況で、商標権を持つ企業の中でも資金力が豊富な者は、大枚の訴訟費用をかけてでも当該ドメイン名を自社のものにする努力をする場合があり、訴訟戦略としてレジストリ(ドメイン名登録機関)を共同被告にしてしまう例も米国では多発した。これはレジストリにとっては迷惑な話である。筆者が米国某有名娯楽企業の代理人の訪問を受けた時(前節)の緊張感はまさにここにあった。レジストリ側の主張は

- この種の紛争は両当事者間で解決すべきであり、レジストリを巻き込まないで欲しい。

- ・ドメイン名登録は敏速に行うことがインターネットの発展上かかせない要素であって、いわば「命」である。
 - ・レジストリで商標権調査をやることは不可能/非現実的。
- というものであった。

4. 4 NSI Domain Name Dispute Resolution Policy

このような状況下で、当時 .com .net .org のレジストリを担っていた NSI(Network Solutions Inc.)は、商標権者の主張を勘案して“NSI Domain Name Dispute Resolution Policy”を1995年7月28日に制定し、その後2回にわたり改定した(1995年11月23日、1996年9月9日)。今回初版の“NSI Domain name Dispute Resolution Policy”をインターネット上で見つけることはできなかったが、第2版は[23]にある。その骨子は

- ・商標権者が商標の証明を NSI に提示すると、NSI はドメイン名登録者へ商標の証明を求める
 - ・ドメイン名登録者が商標の証明を NSI に提出し、かつ NSI を免責(indemnify)する(当該ドメイン名について NSI が訴訟に訴えられた場合には、NSI が負担する訴訟費用を全額支払う)場合に限り、当該ドメイン名の利用継続を認める
 - ・NSI はドメイン名登録者に預託金を要求できる
- というものであった。レジストリを守りたいとする NSI の意図⁽¹⁶⁾は理解できるものの、筆者を含め JPNIC でドメイン名を担当していた人達は、この NSI の方針は善良なドメイン名登録者にとって苛酷な内容であると考えた。

4. 5 法廷での判断

当事者達とレジストリのこれらの主張に対して、裁判所の判断はどうであったのだろうか。

商標権者の主張(あるいは希望)とは違い、商標の文字列をドメイン名に使っただけでは侵害行為を構成しない、との判例が米国ではかなり早い段階で定着した。日本においても、JACCS.CO.JP 事件富山地裁判決(2000年12月6日、[39])はそれを明確に述べている。

不正競争防止法二条一項一号、二号所定の「商品等表示」の「使用」に当たるか否かは、当該ドメイン名の文字列が有する意味(一般

のインターネット利用者が通常そこから読みとるであろう意味)と当該ドメイン名により到達するホームページの表示内容を総合して判断するのが相当である。

また、1997年の(財)知的財産研究所における委員会の検討でも、そのような議論がされている([5]p.145 脚注3)

4. 6 連邦商標希釈化法

侵害の立証が困難な状況で、施行間もない連邦商標希釈化法([28])をドメイン名訴訟の判断に適用する判例が出始めた([37], [38], [5]p.126の脚注1)。連邦商標希釈化法の論理では商標の著名性が問題となるが、著名性が証明できる場合には商品等表示の誤認混同の証明を必要としないので、Webの表示内容の検討において、商標権者側に有利に働くのであろう。実際この時期、1996年9月6日に名古屋で開かれた日本商標協会年次大会に招待された Mark S. Sommers 氏⁽¹⁷⁾の講演資料⁽¹⁸⁾では連邦商標希釈化法([28])を“Dilution – The Newest Weapon in Domain Name Litigation”(ドメイン名訴訟における最新の武器)と表現している。商標のような「分類」を持たないドメイン名の世界で、当該商標の著名性を鍵として著名商標だけはドメイン名空間における独占的権利を認めても良いだろう、という雰囲気ないし希望が当時一部の人達に生じつつあったようであり、その背景にこの連邦商標希釈化法があったと、筆者は現在理解している。しかし希釈化法の適用も、序々に限界が見えてくる([5]p.126)。

4. 7 IAHC 任命から gTLD-MoU へ

商標権とドメイン名の衝突の問題や、NSI が .com 等の登録事業を独占して莫大な利益をあげつつあった事、さらには gTLD の新設への強い要求に対応するため、ISOC(Internet Society⁽¹⁹⁾)は IAHC(International AdHoc Committee, 国際特別委員会)を1996年11月12日に任命した。IAHCは議論の末、最終報告書[8]を1997年2月4日に発表し、gTLD-MoUへの道のりが始まる([34])。gTLD-MoUは、米国政府がインターネットの管理権限について主張を明確にしていなかった当時において、多数の民間団体の賛同を得てインターネットを自主管理する枠組を作る試みであった。ドメイン名登録に対する不服の申立を裁定する場

として gTLD-MoU は Administrative Domain Name Challenge Panels (ADNCP) を提案していた。

4. 8 ADNCP ガイドライン案

ADNCP での判断基準(ガイドライン)案の議論が 1997 年初頭から始まった。gTLD-MoU で定められた Policy Oversight Committee (POC) 内でのメールを通じての議論が活発に行なわれ、一般への意見募集も行なわれた。また ADNCP を WIPO の援助によって運営することが想定されていたため、WIPO の会合でもこの件が議論された([31], [4])。ADNCP ガイドライン案は当初、最終報告書[8]7.1.2 において述べられた「国際的に周知であり、論証できる知的所有権が存在する『名前』と同一または非常に類似している第二レベル・ドメイン名は、その知的所有権保有者の権限によって、その知的所有権保有者のみが所有することができる」という考え方から出発していた。ここには米国における当時のドメイン名訴訟の動向、特に連邦商標稀釈化法([28])における著名商標の扱いの影響もあったと考えるべきであろう。しかし「国際的に周知(Internationally known)」をどう定義すれば ADNCP の目的に適うか、議論は難航した。WIPO での会合([31])でも議論されたことが[4]にも書かれている。筆者も 1997 年 9 月の WIPO 会合には出席し、その議論の様子を目撃した。しかし、商標権者たる企業側、ドメインレジストリ事業に参入を目指す人々、加えてドメイン名の公正な利用の権利を主張する人々の意見が入り乱れ、議論は合意には到達しなかった。

ADNCP ガイドライン案第 3 改定版(1998 年 1 月 16 日)で「国際的に周知」を捨て、「登録の動機」に焦点をあてた新しい考え方に転換する([7])。それが最終的に現在の UDRP にある「不正の目的」、「登録者の正当事由」の論理に繋がった。

4. 9 White Paper, WIPO Process

1998 年に入り、米国政府が政策文書[9](通称“White Paper”)を発表し、gTLD-MoU は頓挫する。米国政府は、インターネットの管理権限は米国政府にある、と明言したからである。しかし“White Paper”[9]では「ドメイン名と商標権の衝突の問題に関しては、WIPO に助言を求める」と述べたため、WIPO Internet Domain Name Process([10])が始まり、ADNCP ガイドライン案第 3 改定版で登場した考え方

はそこに引き継がれ、最終的に ICANN の UDRP となって結実する([7])。この部分の詳しい経緯は、JP-DRP 裁定例検討最終報告書([2])第 2 章「UDRP と JP-DRP の起草過程」に書いたもので、ここでは省略する。

4. 10 ICANN の設立と UDRP, ACPC 成立

ICANN での UDRP の採択と同時期に起こった動きとして反サイバースクワッティング消費者保護法(ACPC)[29]⁽²⁰⁾の成立を忘れてはならない。UDRP とともに、米国におけるドメイン名を巡る現在の法律的枠組の柱であると言えよう。

- 1998 年 10 月 ICANN 設立
- 1999 年 10 月 24 日 UDRP 制定
- 1999 年 11 月 29 日反サイバースクワッティング消費者保護法([29])成立

と、ほぼ同時進行したが、ここでは単に UDRP と ACPC が起草過程で相互に影響しあっていたことのみを述べて、詳しくは[2]第 2 章「UDRP と JP-DRP の起草過程」に譲ることにする。

4. 11 ドメイン名空間における著名商標の扱い

「国際的に周知」を軸とする議論から「登録の動機」に焦点を当てた議論に方向転換した結果、パネルの判断基準という意味では道が開けたが、それで「著名商標」の保護を求める人たち(有名企業)の気持ちが収まったわけではなかった。その後 15 年間、2012 年の今日に至るまで「ドメイン名空間における著名商標保護」は時々蒸し返される話題であるが、全く成果を生んでいない。

4. 12 JP-DRP 制定と不正競争防止法改正

日本における JP-DRP 制定と不正競争防止法改正に関する動きは次のようなものであった。

- 1999 年 12 月 21 日 JPNIC の DRP Task Force 設置
- 2000 年 7 月 19 日 JP-DRP 制定
- 2000 年 6~9 月(財)知的財産研究所「不正競争防止法の整備(ドメイン名と商標等との調整)」に関する調査研究会
- 2000 年 10 月 19 日 JP-DRP 実施
- (2000 年 12 月 6 日 JACCS.CO.JP 富山地裁判決)
- 2001 年 6 月 29 日不正競争防止法改正(第 2 条 1 項

12号)

なお、大島厚氏の「不正競争防止法の改正」([3])も参考になる。

4. 13 JP-DRP 事件のいくつか

以上が gTLD および JP ドメイン名に関する現行の法律的枠組ができた経緯の概略である。ここで、初期の3つの JP-DRP 事件について経過を記しておこう。これらはいずれも JP-DRP を語るうえで記念碑的な意味を持っていると言える⁽²¹⁾。

MP3.CO.JP - 移転裁定後、登録者側が訴訟を提起して勝訴。

- 2001年3月16日 JP-DRP JIPAC2001-0005 事件手続開始。
- 2001年5月29日移転裁定。
- 2001年6月14日登録者、東京地裁に提訴。裁定に基づく移転実施は凍結。
- 2002年7月15日登録者勝訴(東京地裁判決[41])。

JACCS.CO.JP - 日本初のドメイン名裁判。勝訴の後、移転を求めて申立。

- 2000年12月6日富山地裁判決([39])。
- 2001年9月10日名古屋高裁金沢支部判決(控訴棄却、確定)([40])。
- 2002年5月22日 JP-DRP JIPAC2002-0006 事件手続開始。
- 2002年7月4日移転裁定。

J-PHONE.CO.JP - 裁判で損害賠償を勝ち取った後に移転を求めて申立。

- 2000年2月東京地裁訴訟提起。
- 2001年4月24日東京地裁判決([42])。
- 2001年10月25日東京高裁判決(控訴棄却、確定)([43])。
- 2002年4月12日 JP-DRP JIPAC2002-0003 事件手続開始。
- 2002年6月6日移転裁定。

4. 14 JPNIC 主催講演会

2001年11月8日に JPNIC は国立オリンピック記念青少年総合センターで「ドメイン名紛争に関する講演会」を開催した([33])。この講演会には北村晴男弁

護士(JACCS 訴訟原告側主任弁護士)、宮川美津子弁護士(J-PHONE 訴訟原告側弁護士)、小倉秀夫弁護士(MP3.CO.JP 事件登録者側代理人)をお招きしてそれぞれの担当事件についてお話いただいた。極めてホットな話題で、大変に有意義な内容であったが、中でも小倉秀夫弁護士が係争中の MP3.CO.JP 裁判について述べたことは、筆者には大変に印象深かった。この事案は JP-DRP で移転の裁定が出て、それに対して登録者側が不服で、紛争処理方針([13])第4条k項に基づいて裁判所に訴訟提起したケースである。この場合訴訟の請求内容をどのようにするかは、少し難しい問題である([5]p.96 第2章3節(3)(c)参照)。小倉弁護士は講演で

『被告は、原告に対し、ドメイン名 MP3.CO.JP について、不正競争防止法3条1項に基づく使用差止請求権を有しないことを確認する。』との請求の趣旨を飯村裁判長はとても喜んでくれた。

と述べている。実はこの裁判の前年の9月、JP-DRP 施行前に、JP-DRP の起草にかかわった DRP Task Force のメンバーは飯村判事を含む3人の東京地裁民事部の判事と JP-DRP について意見交換する場を持った。その席でこの「問題」は既に検討されていて、その時に飯村判事が示唆した「答え」はまさに小倉弁護士が9カ月後に訴状に書いたものと同じだったのである。飯村裁判長は、自分が考える「正解」が目の前の原告側代理人によって出されたことを大変に喜んだと言うことで、筆者はその事実をこの講演会で知ることができた。さらに小倉弁護士は、講演終了後の筆者との会話で、

飯村裁判長は、国会を通ったばかりで施行前の改正不正競争防止法を示して、「これでやる(判断する)からね」と言った。

と述べた。これもまた筆者には興味深かった。

5 現状の UDRP を巡るいくつかの話題

この節では UDRP を巡るいくつかの話題について述べる

5. 1 Cyberflight/Cyber Hopping

UDRP 手続の開始時、紛争処理機関からの通知によりレジストラが当該ドメイン名を凍結する前に、登録者がレジストラを変更をして手続を実質逃れる行為を

このように呼ぶ。UDRP では申立人は紛争処理機関と登録者の双方に申立書を送るので、受け取った登録者がまだ事態を把握していないレジストラに対して移転手続きをとって成功する可能性はある。これは UDRP 起草当初から指摘されていた問題点であるが、最近ではレジストラが紛争処理機関からの通知に気が付かなかったフリをしてレジストラ変更に手を貸して UDRP 逃れを成功させる場合もあるようである。レジストラ間移転手順のルールや、悪徳レジストラに対する制裁問題とも絡んで議論されている([11])。

5. 2 Forum Shopping(法廷漁り)

UDRP では申立人が複数ある紛争処理機関の中から一つを選ぶので、自分にもっとも有利な結論が出そうなものを選ぶという行動により、紛争処理機関の並立が事態を悪い方向に導く可能性を憂慮する議論が UDRP 起草当初からあった([12] 39 ページ)。複数の国に裁判管轄が認められる場合に原告が自分に有利な裁判地を選ぶ行動に対して与えられている用語「フォーラム・ショッピング」(Forum shopping, 法廷地漁り)が UDRP の議論でも用いられている。

この問題についてはオタワ大学の Michael Geist 教授がかなりのこだわりを持っているようである([6])。

5. 3 サブドメインを不正の目的で使った場合

trademark.example.com のようなドメイン名を削除できるのは、example.com の登録者(=管理者)だけである。example.com の削除は、技術的には .com のレジストリだけが可能であり、ICANN との契約上の観点からは、そのドメイン名の登録契約を担当したレジストラだけができる。example.com の登録者の意志を無視して .com のレジストリやレジストラが trademark.example.com だけを削除して、example.com を温存するということは、技術的にも契約上もできない。example.com を削除すれば、派生的に trademark.example.com も削除される。trademark.example.com の不正目的使用を UDRP あるいはその他の法的手段で咎めるには、example.com の移転または取り消しを求める以外に手段はない。

5. 4 サブドメインの再販ビジネスの紛争処理

WIPO の D2001-1484 事件⁽²²⁾では jcb-sales.com

など、.com 直下の第 2 レベルドメイン名 6 個と、jcb-sales.uk.com など uk.com 直下の第 3 レベルドメイン名 11 個が申立の対象とされた。第 2 レベルドメイン名は UDRP の対象であるが、第 3 レベルドメイン名 11 個は、uk.com を取得した CentralNic という私企業がサブドメイン名を第三者に販売したものであった。

CentralNic は、「国コード .com」, 「国コード .net」を登録し、第 3 レベルドメイン名をユーザに登録させるサービスを提供している。現在では .jp.net, .jpn.com も扱っている。申立書では、.com 直下の第 2 レベルドメイン名のレジストラは Network Solutions Inc., uk.com 直下の第 3 レベルドメイン名のレジストラは CentralNic と書かれていた。WIPO からの問い合わせに対し、CentralNic はこれら 11 個の第 3 レベルドメイン名の登録者は確かに申立書通りであり、CentralNic を通じて登録したものである、と答えたが、UDRP の適用については、「適用されると思う」と言うだけで根拠を示せなかった。CentralNic が採用している契約約款には UDRP への言及はなかった。WIPO パネルは、11 個の第 3 レベルドメイン名に対する管轄権を持たない(“does not have jurisdiction”)として、(渋々ながら, reluctantly)申立を棄却した。

CentralNic は自社が販売したサブドメイン名に UDRP を適用して欲しかったようであるが、そのために CentralNic は何をすべきだったか?

CentralNic は D2001-1484 申立があった直後に慌てて契約約款を直した。新しい約款(英文)には以下の意味の記述があった。

UDRP により商標権その他知的財産権侵害が認定された場合には、CentralNic は、当該ドメイン名を削除または凍結する裁量を持つ。

D2001-1484 の裁定文では、CentralNic のこの「やつつけ仕事」の採点もしている。

WIPO 仲裁センターは、(たとえ営利私企業が運営する場合でも)この種のサブドメイン名紛争処理を引き受けることに早くから前向きな姿勢であった⁽²³⁾。UDRP がこのような使われ方をすることに対して、筆者が知る限りにおいて、ICANN は著作権、実施権などの主張はしていない⁽²⁴⁾。

現在 CentralNic の紛争処理は WIPO で行われている。

The Center also provides domain name dis-

pute resolution services under the CentralNic Dispute Resolution Policy which is applicable to certain third level domain name registrations.

という記述が[36]にある。

この種のサブドメイン提供事業者は日本にも多い。前節でも述べたように、UDRP, JP-DRP の一つの役割はレジストリおよびレジストラを訴訟リスクから守ることであり、その考え方はサブドメイン提供事業にも適用可能である。これらサブドメイン提供事業者がこの意味で適切な自己防衛策を取っているかどうか、少なくとも当該事業者の法律顧問は検討すべきであろう。

6 新 gTLD を巡るいくつかの話題

ICANN では新たな gTLD の募集を 2012 年 1 月 12 日から 5 月 30 日まで行なった。応募総数は 1930 件で、それらの審査が現在進行中である。今後の進行速度は予想し難いが、2, 3 年のうちに gTLD の数は劇的に増加することは間違いない。これに関連する話題を本節で述べる。

6. 1 新 gTLD のドメイン名紛争処理

すべての新 gTLD の登録も ICANN 認定レジストラを経由することが義務付けられる。この事は今回の募集要項である「新 gTLD 申請者ガイドブック」([22])に直接的には書いてないが、同書 5.4.1 節 “What is Expected of a Registry Operator” では新 gTLD レジストリもこれまでのレジストリと同様の義務を負うとされており、それには ICANN 認定レジストラの義務的使用も含まれる。レジストラの権利、義務、認定条件などは今回の新 gTLD 募集では変更されておらず、本稿 3.14 でも述べた通り、UDRP の採用はレジストラの義務である。従って、すべての新 gTLD に対して UDRP が適用されることになる。

6. 2 新 gTLD プログラムの権利保護施策

UDRP 以外に今回採用される第三者の「権利保護」施策としては次のものを挙げることができる。

- 新 gTLD 申請のトップレベルの文字列に対する異義申立。期間は 2012 年 6 月 13 日より約 7ヶ月間。
- UNIFORM RAPID SUSPENSION SYSTEM (“URS”)

不正の目的を持つドメイン名に対して、申立により

レジストリでの現状変更禁止措置を実施するかどうか判断する。Cyber flight への抑止力になる([22] 299 ページ)。

• Trademark Clearinghouse

文字商標の権利保有者が当該文字列を登録できる仕組みで、Trademark Clearinghouse に登録することで、すべての新 gTLD で参照され、Sunrise process と Trademark Claims service に利用される。Sunrise process とは Trademark Clearinghouse に登録されている文字列の権利者が、それぞれの gTLD の一般登録より前に優先的にドメイン名を登録できる仕組み。Trademark Claims service とは申請ドメイン名が Trademark Clearinghouse に登録されている文字列と一致する場合、ドメイン名申請者と文字列登録者の双方に通知が送られるサービスである([22]290 ページ)。

7 結び

以上、UDRP と JP-DRP を中心として、インターネットドメイン名を巡る法律問題について述べた。7 月 10 日の講演当日は、この他にもインターネットドメイン名を巡る法律問題を広範に取り上げた資料を準備したが、時間切れで話せなかった。本稿 6 節の話題も時間がなく駆け足で喋ったことが悔やまれる。本稿は当日の講演の記録としての意味を尊重して、話せなかったことは書かない。とは言え、第 5 節までに書いた話題については、現在筆者として話したい事、書きたい事をほぼ尽くしたという満足感を持っている。元来法律は門外漢であるため、法学的には間違い、誤解も多くあると思うが、歴史の証言として本稿が多くの人の役に立つことを願っている。これを持って筆者の 20 年にわたるドメイン名関係の活動の締めくくりとしたい。

参考文献

- [1] JP-DRP 研究会：JP-DRP 解説，2008 年 3 月
<http://www.nic.ad.jp/ja/drpf/Jp-DRPguide.pdf>
- [2] JPNIC：JP-DRP 裁定例検討最終報告書，2006 年 3 月
http://www.nic.ad.jp/ja/drpf/Jp-DRP_team_finalreport.pdf
- [3] 大島厚：「不正競争防止法の改正」，パテント Vol.

- 55 No. 1, 2002
http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200201/jpaapatent200201_005-012.pdf
- [4] 久保次三, 野田容朗:「商標とインターネット・ドメイン」に関する WIPO 会合出席報告, 知財管理 Vol. 48 No. 1, 1998, pp. 61-77
- [5] 松尾和子, 佐藤恵太編: ドメインネーム紛争, 弘文堂, 2001 年
- [6] Micheal Geist: Fair.com?: An Examination of the Allegations of Systemic Unfairness in the ICANN UDRP, 2001 年 8 月
<http://aix1.uottawa.ca/~geist/geistudrp.pdf>
- [7] David W. Maher: “The UDRP: The Globalization of Trademark Rights”, International Review of Intellectual Property and Competition Law, Vol. 33 No. 8, 2002 pp. 911-1004, Max Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law
<http://www.ip.mpg.de/files/pdf2/IIC-Vol.33No.8-2002.pdf>
<http://dmaher.org/Publications/globaliz.pdf>
- [8] 国際特別委員会 (IAHC) : IAHC 最終報告書, 1997 年 2 月
<http://web.archive.org/web/20081229043429/http://www.gtld-mou.org/draft-iahc-recommend-00.html>
 日本語参考訳
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/domain/iahc-final-report.html>
- [9] 米国政府商務省: “Management of Internet Names and Addresses” (通称 “White Paper”) Docket Number: 980212036-8146-02, 1998 年 6 月 5 日
http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/6_5_98dns.htm
 日本語参考訳
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.html>
- [10] WIPO Internet Domain Name Process
<http://www.wipo.int/amc/en/processes/process1/>
<http://www.wipo.int/export/sites/www/amc/en/docs/report-final1.pdf>
- [11] WIPO: WIPO Center Submission on Inter-Registrar Transfer Policy Part B Policy Development Process - UDRP Consideration, 2009 年 10 月
<http://forum.icann.org/lists/irtp-b/pdfmzoUBPIkBd.pdf>
- [12] Margie Milam: Final GNSO Issue Report on The Current State of the Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy, 2011 年 10 月
<http://gnso.icann.org/issues/udrp/udrp-final-issue-report-03oct11-en.pdf>
- [13] JP ドメイン名紛争処理方針
<http://www.nic.ad.jp/ja/drpf/jp-drpf.html>
- [14] JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則
<http://www.nic.ad.jp/ja/drpf/jp-drpf-rule.html>
- [15] JP ドメイン名規則一覧
<http://jprs.jp/info/document.html>
- [16] 「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」
<http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html>
- [17] Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (統一ドメイン名紛争処理方針)
<http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>
 日本語参考訳
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>
- [18] Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則)
<http://www.icann.org/udrp/udrp-rules-24oct99.htm>
 日本語参考訳
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html>
- [19] List of Approved Dispute Resolution Service Providers (承認された紛争解決サービスプロバイダのリスト)

- 英語 <http://www.icann.org/en/help/dndr/udrp/providers>
日本語 <http://www.icann.org/ja/help/dndr/udrp/providers>
- [20] Registry Agreements
<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries>
- [21] Registrar Accreditation Agreement
<http://www.icann.org/en/resources/registrars/raa/raa-agreement-21may09-en.htm>
<http://www.icann.org/en/about/agreements/registrars>
- [22] ICANN：新 gTLD 申請者ガイドブック 2012 年 6 月 4 日版
<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/guidebook-full-04jun12-en.pdf>
- [23] Network Solutions' Domain Name Dispute Policy, Rev.01, 1995 年 11 月
<http://www.lectlaw.com/files/inp13.htm>
- [24] JPNIC, JPRS：JP ドメイン名登録管理業務移管契約, 2002 年 1 月
http://jprs.co.jp/doc/redelegation/transfer_j.html
- [25] ICANN, JPRS：ccTLD Sponsorship Agreement(jp), 2002 年 2 月
http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_e.html (英語原文)
http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_j.html (日本語参考訳)
- [26] JPNIC, JIPAC：JP-DRP の紛争処理について協定, 2000 年 8 月
<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/board/20000821/shiryoku3-2.html>
- [27] 米国政府, ICANN：AFFIRMATION OF COMMITMENTS BY THE UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE AND THE INTERNET CORPORATION FOR ASSIGNED NAMES AND NUMBERS, 2009 年 9 月
<http://www.icann.org/en/about/agreements/aoc/affirmation-of-commitments-30sep09-en.htm>
- [28] 連邦商標稀釈化法 (Federal Trademark Dilution Act, 1996 年 1 月 16 日 15 U.S.C. §1125(c))
- [29] 反サイバースクワッティング消費者保護法 (Anticybersquatting Consumer Protection Act (ACPC, 法 106-113))
- [30] 雑誌 AERA 1996 年 8 月 5 日号
- [31] WIPO: Consultative Meeting on Trademarks and Internet Domain Names (TDN/MC/I) February 12 to February 14, 1997 (TDN/CM/I) May 26 to May 30, 1997 (TDN/CM/II) September 1 to September 2, 1997
- [32] JPNIC：ドメイン名と知的財産権に関する研究会 1999 年 7 月～2000 年 3 月
<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/dnip/index.html>
- [33] JPNIC：ドメイン名紛争に関する講演会, 2001 年 11 月
<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20011108/index.html>
- [34] gTLD-MoU
<http://web.archive.org/web/20100109115620/http://www.gtld-mou.org/>
- [35] Domain Name Dispute Resolution Service for country code top level domains (ccTLDs)
<http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/index.html>
- [36] Domain Name Dispute Resolution Service for Generic Top-Level Domains
<http://www.wipo.int/amc/en/domains/gtld/>
- [37] Hasbro, Inc. v. Internet Entertainment Group, Ltd., No.C96-130WD, 1996 WL 84853 (candy-land.com 事件)
- [38] Panavision International, L.P. v. Toeppen, 945 F.Supp. 1296, 1306 WL 653726 (C.D.Cal.1996).
- [39] 富山地裁判決平成一〇年(ワ)第三二三号 (JACCS.CO.JP) (2000 年 12 月 6 日)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/DFD6D4FF19B52F6749256A7700168A3A.pdf>
<http://www.nic.ad.jp/ja/pressrelease/2000/20001206-01.html>
- [40] 名古屋高裁金沢支部判決平成 12 年(ネ)第 244 号, 平成 13 年(ネ)第 130 号 (JACCS.CO.JP)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/AC25B2AA291EAA0449256B10001CD822.pdf>

<http://www.itmedia.co.jp/news/bursts/0109/10/jacccs.html>

[41] 東京地裁判決平成 13 年(ワ)第 12318 事件 (MP3.CO.JP)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/19B8ACA3E013234749256C4400256D44.pdf>

[42] 東京地裁判決平成 12 年(ワ)第 3545 号 (J-PHONE.CO.JP)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/642906B02A4E668E49256A7100092BEB.pdf>

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NC/NEWS/20010426/9/index.shtml>

[43] 東京高裁判決平成 13 (ネ) 2931 号 (J-PHONE.CO.JP)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/695F1B89FFD8F6D749256B2F00019773.pdf>

注

(1)<http://www.ism.ac.jp>

(2)<http://www.nic.ad.jp>

(3) JPNIC では当初これを「一般トップレベルドメイン名」と訳したが、“Generic”は「種類」を意味する名詞“genre”の形容詞形であり、訳語を「分野別トップレベルドメイン名」に訂正した。ところが最近では世界的に見ても gTLD を「種類別」あるいは「分野別」と認識している人はむしろ少数派となり、「何でも、誰でも登録できる TLD」との意味で使う方が支配的となっている。

(4)<http://www.jpns.jp>

(5)<http://www.icann.org>

(6) インターネットの管理権限は米国政府にあるという主張に異義を唱える人達はいらる。

(7) <http://www.domainhandbook.com/dd.html> には種々のドメイン名紛争の実例が紹介されている。

(8) 韓国のドメイン名紛争処理ではこの独立性が確保されていない。

(9) 今やこの言葉はウィキペディアにも載っている。

(10) これについては[1]に良い解説がある。

(11) カナダの ccTLD の紛争処理方針では限定列举となっている。

(12) 日本知的財産仲裁センター <http://www.ip-adr.gr.jp/>

(13) DRP-TF に先立って「ドメイン名と知的財産権に関する研究会」([32])が開催され、有益な意見交換の機会があった。さらにそれ以前、1998 年 5 月から工業所有権仲裁センター(当時)の主催で、関係者を集めて「ドメイン名研究部会」が数回にわたり開催されたが、こちらの方はやや時期尚早で目立った成果を生まなかった。

(14) この話は 7 月 10 日の講演では触れなかったが、ここに記しておく。

(15) この筆者の言葉を彼がどう解釈したか、知る由もない。

(16) 当時 NSI の幹部職員であった Donald Telage 氏との 1999 年頃の個人的会話によれば、NSI は 40 数件にのぼるドメイン名訴訟すべてに勝った(乗り切った)とのことである。「両当事者間で解決すべきで、レジストリを巻き込むべきでない。」との主張を貫徹した結果であろう。

(17) 当日の資料によれば Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, L.L.P. in Washington, D.C. の所属。Sommers 氏に NSI との関係を尋ねたところ「NSI を代理(represent)している」との答が返ってきた。氏は数日後に迫っていた NSI Dispute Resolution Policy の改定(1996 年 9 月 9 日)の知らせを名古屋滞在中に受け、筆者との立ち話で「改定をさっき知らせてきた。驚いた。」と言っていたことを思い出す。

(18) この講演資料を今インターネットで探しても見つからないが、同じくこの大会に招待されて JP ドメイン名のことを講演した筆者は今もこの資料を保存している。

(19) <http://www.isoc.org>

(20) [5]p.131 では「反サイバースクワッティング商標権者保護法がより適切な名前」と言っている。

(21) JP-DRP 事件の一覧表は <http://www.nic.ad.jp/ja/drpl/list/index.html> にあり、裁定文もここから入手可能

(22) WIPO の UDRP 裁定は <http://www.wipo.int/amc/en/domains/decisionsx/index.html> から入手可能である。

(23) 2003 年 3 月に筆者が WIPO 事務局長 Francis Gurry 氏と面談した際の話。

(24) JP-DRP が同様の使われ方をすることに、JPNIC が反対する理由は見当たらない。

(原稿受領 2012. 12. 10)